# 総務省 第4回パーソナルデータの利用・流通に関する研究会

# 『わが国の個人情報保護法制の 立法課題』

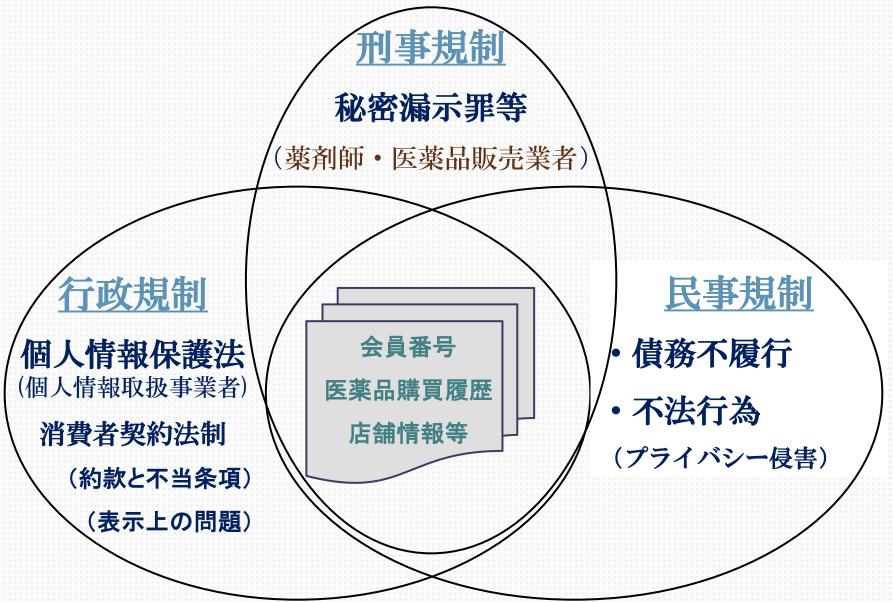
平成25年1月11日

新潟大学 大学院実務法学研究科 教授 鈴木 正朝

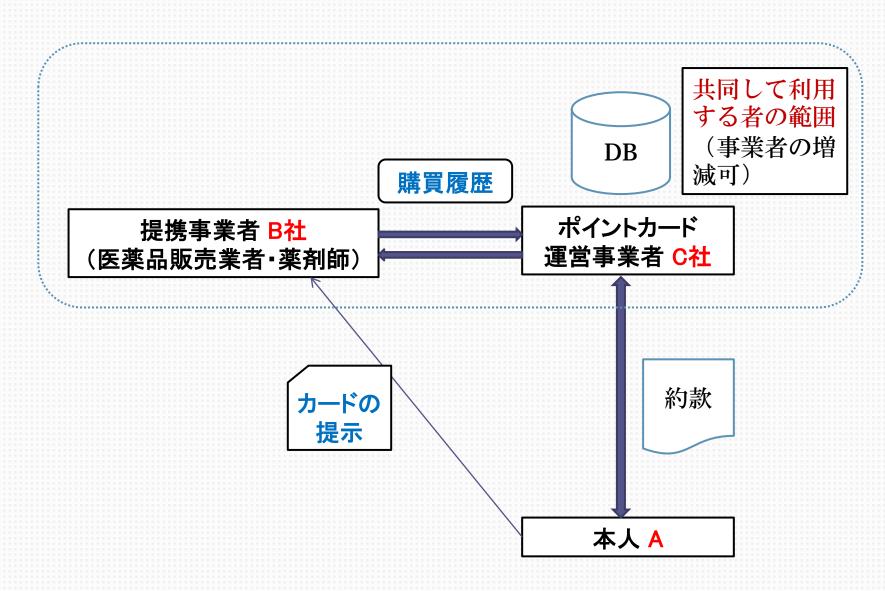
「パーソナルデータ」の流通のためには

	刑事規制	民事 規整	行政 規制		データの 提供
A	0	0	0	=	0
В	×	$\bigcirc$	$\bigcirc$	=	×
C	0	×	0	=	×
D	×	0	×	=	×

→刑事法、民事法(プライバシー権に係る情報等秘密 情報の保護等)及び行政法上の取締規定(個人情報保 護法等)上の法的義務を遵守する必要がある。 例:医薬品情報(個人データ・秘密情報)



# 例:「共同利用」の僭脱的解釈



## 刑法

明治40年4月24日法律第45号最終改正年月日:平成23年6月24日法律第74号

(秘密漏示)

第134条

1 医師、<mark>薬剤師、医薬品販売業者</mark>、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者(以下略)

(親告罪)

第135条

この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

# 個人情報の保護に関する法律 個人データを他事業者に移行する場合(A社→B社)の法律構成

- 1. 「第三者」への提供
- (1)〈原則〉本人の同意による第三者提供 (法23条1項柱書)
- (2)<例外>本人の同意によらない第三者提供
  - ①例外規定による第三者提供 (法23条1項1号~4号)
  - ②いわゆる<u>オプトアウト手続</u>による第三者提供 (法23条2項・3項)
- 2.「第三者」以外への提供(本人の同意を得ることなく提供可)
- (1) 委託(「委託先」への提供) (法23条4項1号、法22条)
- (2)事業承継(「合併等事業承継」に伴う存続会社等への提供) (法23条4項2号)
- (3)共同利用(共同利用」のための提供)
  - \*個人データ管理責任者(が管理する共同利用する個人情報データベース等)への提供 (法23条4項3号、法23条5項)

# 個人情報の保護に関する法律 個人データを他事業者に移行する場合(A社→B社)の法律構成

委託、事業承継、共同利用を「第三者」への提供に該当せず、したがって本人同意は不要と定めた趣旨は、当該提供事業者の内部とみなし得る実態、すなわち、いわば私的自治の拡張と評価し得る社会的実態があるからである。それらを契約等の形式的法律構成によって社会的実態、事実関係と離れて自由に選択できるものではない。

社会的実態を問わない解釈を認めた場合には、例えば、次のような<u>僭脱的</u>解釈、手法、手口を許容する結果となることから、違法と解する必要がある。

(1)委託(法23条4項1号)を使った潜脱手法

委託を装い個人データを永続的に提供し、実質的に委託先における業務に利用する潜脱手法。(ただし、利用目的の制限(16条)と委託元における委託先の監督義務(法22条)が及ぶ。)

(2)事業承継(法23条4項2号)を使った潜脱手法

事業承継の範囲を最小化する潜脱手法。例えばメルマガ事業の営業譲渡と 称して実質的に顧客名簿を本人同意なく提供する潜脱手法。

(3)共同利用(法23条4項3号)を使った潜脱手法

共同利用者の範囲を、個人データ管理者が自由に決定し、業種を問わず増減できるよう約款で定める共同利用の濫用的手法。

# 個人情報の保護に関する法律

第23条 (第三者提供の制限)

- 1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。(一号~四号略)
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人 データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別 される個人データの第三者への提供を停止すること、 としている場合であって、次に掲げる事項について、 らかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知りらず、 状態に置いているときは、前項の規定にかわらず、 当該個人データを第三者に提供することができる。
  - 一第三者への提供を利用目的とすること。
  - 二 第三者に提供される個人データの項目
  - 三 第三者への提供の手段又は方法

四本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

# 個人情報の保護に関する法律

- 第23条 (第三者提供の制限)
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人 データが提供される場合
- 三個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

# 本人関与を僣脱する共同利用は違法

共同利用(23条4項3号)は、個人の権利利益 の保護という法目的(1条)及び個人の尊重の理 念(3条)の下で、第三者提供の制限における本 人同意の原則(23条1項)の趣旨を踏まえ、最低 限、消費者等本人に対して、いわゆるオプトアウ ト手続(23条2項)の機会を与えることに十分に 留意しなければならない。データ利活用の必要性 のみから、むやみに拡張的に解釈されてはならな 1

「第三者」に該当しないとされる委託(23条4項1号)も事業承継(同条同項2号)も共同利用も自由に法律構成し得るものではなく、その事実関係を基礎に評価されるものである。

# 本人関与を僣脱する共同利用は違法

したがって、ポイント加盟事業者に共同利用の ための個人情報データベース等へのアクセス権を 付与するなどの共同利用の実態がなく、単に個人 データを第三者に提供することの法的根拠として 約款上に共同利用として法的に構成することは、 「共同して利用する場合」(23条4項3号)に該当 せず、その点において共同利用の要件を充足して いるとはいえない。

特に、共同利用者の範囲が日々拡大し、その範囲が本人にまったく予見できないところで、これを認めるときは、本人から見て「特定の者」(23条4項3号)ということはできない。特に契約後、医薬品販売業者がポイント加盟事業者に加わるなどするときは本人に著しい不利益を与えかねない。

# 本人関与を僣脱する共同利用は違法

要するに、これらの行為は、共同利用の実態がないにも関わらず、単に約款及びホームページへの法定事項の掲載をもって、共同利用の外形を粉飾しているにすぎず、本人同意とオプトアウト手続を回避する僭脱的手段を講じていることにほかならない。

約款の共同利用条項は、公序良俗に反する不当条項 であり無効であるというべきである。

また、これらの行為が広く報道されるなどしてすでに広く周知な状況でありながら、それを漫然と放置している行政の不作為もまた違法の誹りを免れないように思う。

# 個人情報の保護に関する法律

平成15年5月30日法律第57号

最終改正:平成21年6月05日法律第49号

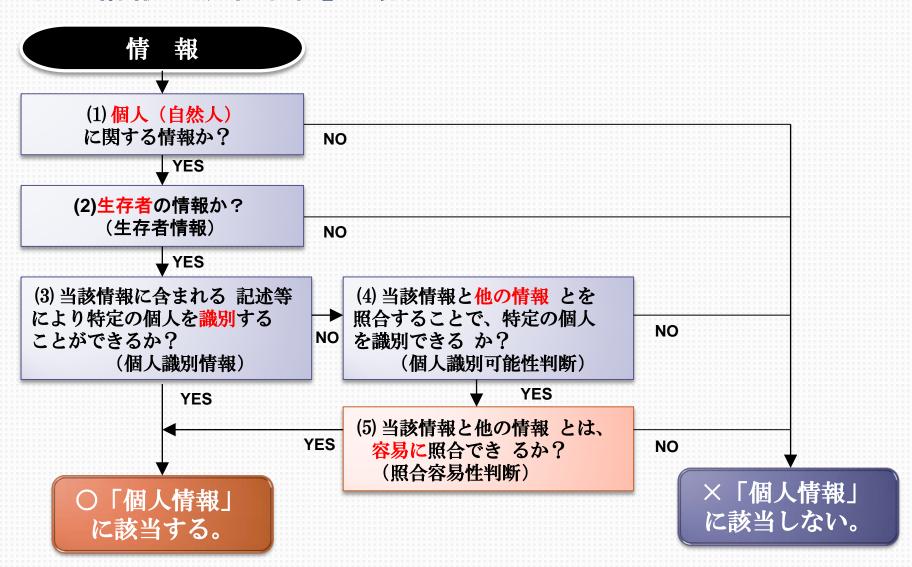
## (定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

(他の情報と<u>容易に照合</u>することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

## 「個人情報」の定義

#### 「個人情報取扱事業者」の場合 (個人情報保護法2条1項)



## 個人情報保護法制の全体構造

## 「個人情報の保護に関する法律」

#### 「基本法」部分

第1章 総則(目的・基本理念)

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第3章 個人情報の保護に関する施策等



#### 民間部門の「一般法」部分

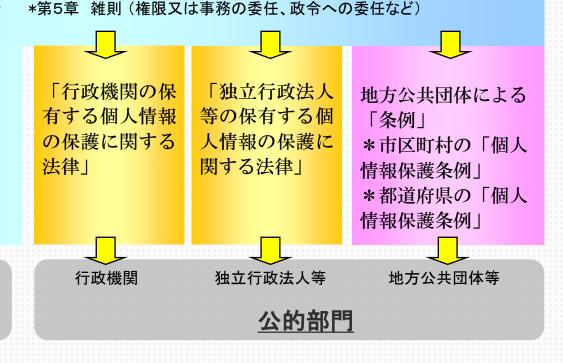
第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第5章 雑則 (適用除外)

第6章 罰則



個人情報取扱事業者 (民間企業等) **民間部門** 



## 個人情報保護法2000個問題:医療関連分野と適用法(例)

個人情報を 取り扱う主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立〇〇病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立△△病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立□□病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡市立△△病院	大船渡市個人情報保護条例	大船渡市
医療福祉法人済生会	個人情報保護法	厚生労働省
鈴木内科医院	個人情報保護法	厚生労働省

## 「個人情報」と「プライバシー権に係る情報」の関係

公開・非公開の別、センシティブ性・プライバシー性の有無、情報の価値の程度を問わない。

特定個人を識別できない情報であってもプライバシーの権利を侵害し得ることに留意!

#### 個人情報

・特定個人の識別 情報(番号等識別 子単体の情報も該 当する) 個人情報の多くはプライバシー性を有する。

個人情報保護法に限らず民法(契約・不法行 為)等関係法令を確認 し遵守する必要あり。/

#### プライバシーの権利

#### に属する情報

下級審判例:①私生活上 の事実情報、②非公知情報、③一般人なら公開を 望まない情報

→最高裁判例:個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由

行政規制(行政庁)

民事規整(裁判所)

# 「特定個人の識別可能情報」と「DBと容易に照合できない一定の性質を有する識別子」の問題

- ○規制対象の対象情報="**特定個人の識別可能情報**" 特定個人の識別可能情報だけに個人の権利利益の 侵害があるのか?
- →DBと容易に照合できないが<u>一定の性質を有する識</u> <u>別子</u>等におけるプライバシー侵害の程度を評価をし なくていいのか?
- → PIA (Privacy Impact Assessment)の必要性
- 〇「一定の性質を有する識別子」とは何か?
- →PIAにおける指標に反映すべき要素

#### <個人に関する情報>

③番号(識別子) 共通番号、ケータイID、携帯電話番号、メアド、クレジット番号、顧客・社員番号、車のナンバー等

#### ①識別情報(本人確認情報)

- •氏名
- 〇社会的情報 · <u>自宅住所</u> (勤務先)
  - •生年月日
  - •年齡
- 〇生物学的情報 •性別
  - •肖像
- ・位置情報など ライフログ
- \*身体的特徴 (髪.目の色等)
- \*生体情報 (指紋,掌紋, 虹彩,遺伝子等)

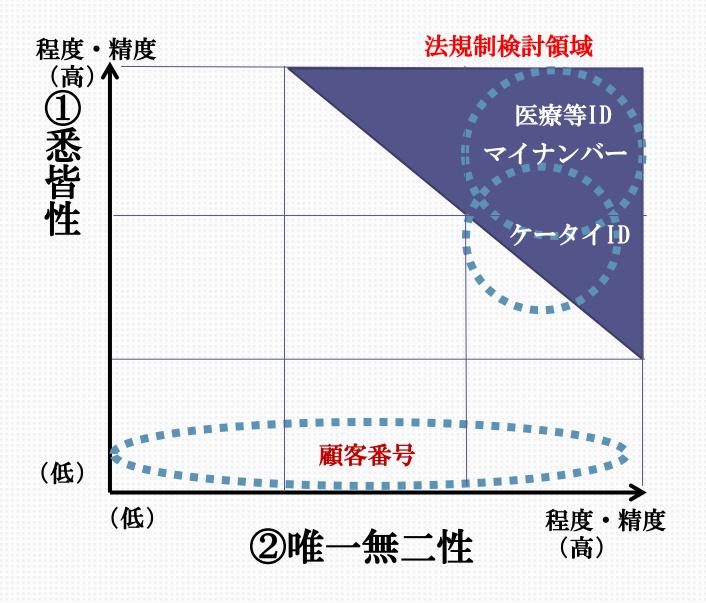
#### ②属性情報(その他の情報)

- 〇内心の秘密
  - ・思想信条(思想良心の自由)
  - ・宗教(信教の自由)
  - •趣味嗜好, 性生活等
- 〇医療情報
  - 病歴(カルテ、レセプト)・介護
  - •健康状態. 体力
- 〇個人信用情報
  - ·資産状況(不動産,金融財産, 貴金属等保有状況,預貯金等)
  - ・クレジットカード情報・納税・年金
- 〇購買履歴 〇通信通話情報
- ○家族・身分関係・戸籍情報(族称・僭称), 内縁関係
- 〇経歴・社会活動等・学歴、職歴、資格、所属団体、
- ・政治活動、労働運動・犯罪歴、反社情報等ブラックリスト

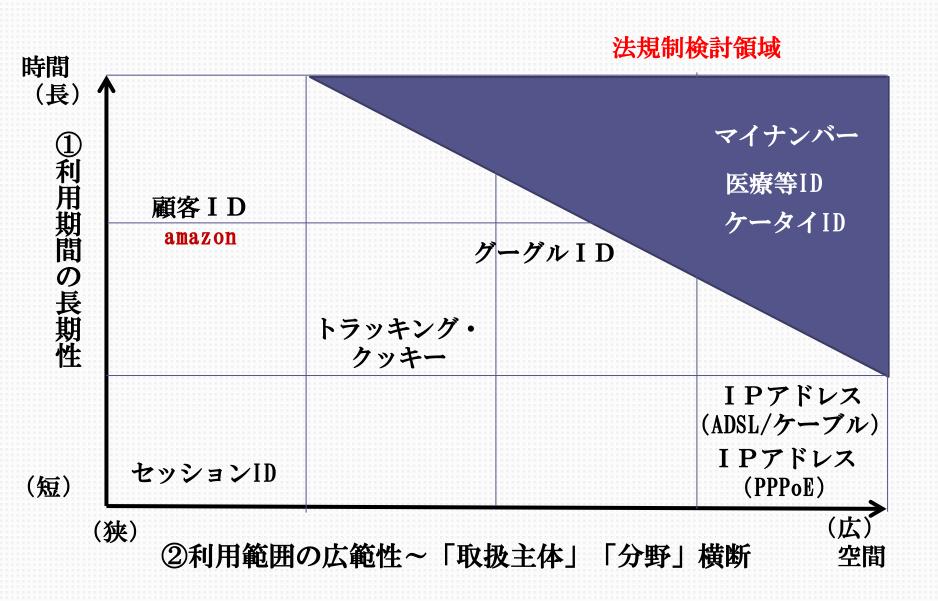
#### 本 人 (個人の尊厳)

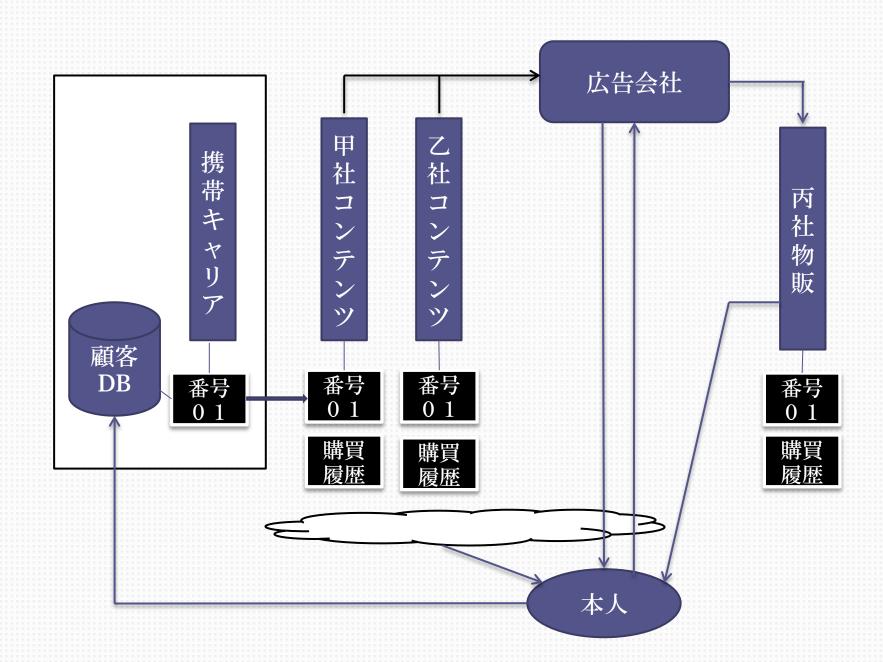
イメージ・評価

# 識別子の強度~悉皆性・唯一無二性

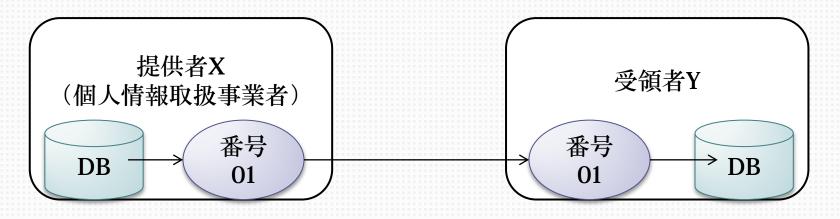


## 識別子の法的評価~時間軸と空間軸





# 識別子と第三者提供(23条)の適用関係

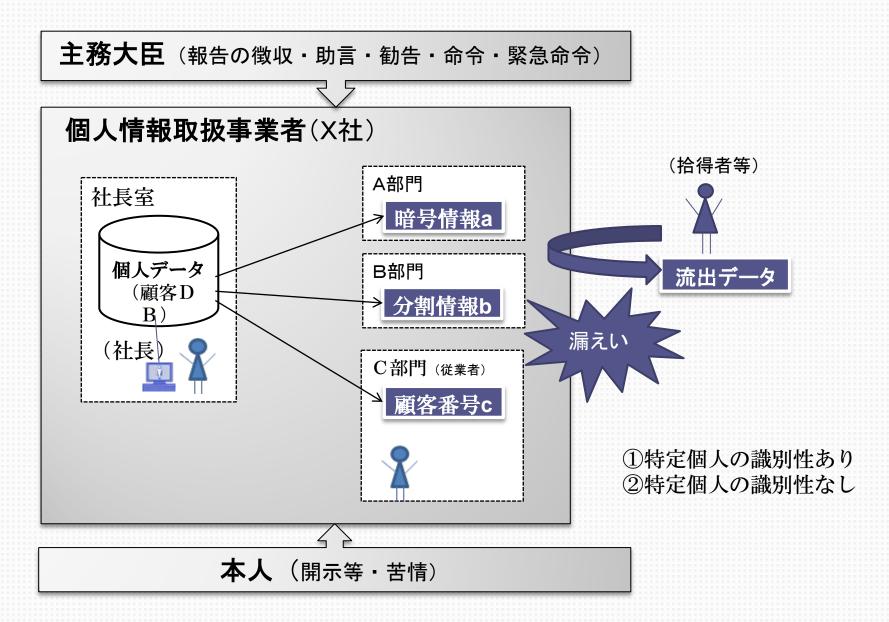


提供者X	$\rightarrow$	受領者Y	Xの法適用の有無
特定個人識別性あり	→個人	特定個人識別性あり	あり
	デ <b>ー</b> タ→	〇	〇
特定個人識別性なし	→番号→	特定個人識別性なし	なし
×		×	×
特定個人識別性なし	→番号→	特定個人識別性あり	なし
×		〇	×
特定個人識別性あり	→個人	特定個人識別性なし	経産省 : あり <mark>〇</mark>
	デ <b>ー</b> タ→	×	有力説 : なし×

# 識別子と第三者提供(23条)の適用関係

- 1.第三者提供における「識別」性判断の主体
- (1) 提供事業者基準
- (2) 受領者基準(受領者が個人情報取扱事業者であるか否かを問わない。)
- (3) 一般人基準
  - \* データ流出の場合との比較
- 2.「(容易)照合」性判断における主体
- (1) 事業者基準(法人全体から評価する)
- (2)従業員基準(データを取り扱っている自然人を基準に(容易)照合性判断を行う)

## 「漏えい」の定義一下記 a,b,cは漏えいになるか?



# 「識別」の解釈:誰が識別するのか?

その主語は条文上明らかではない。特定個人の「識別」可能性判断の主体は解釈上の論点となる。

- (1)「事業者」基準:個人情報を取り扱う事業者を基準として判断する。
- (2)「従業者」基準:個人情報を取り扱う事業者の従業者等自然人を基準として判断する。
- (3)「本人」基準:情報主体である本人を基準として判断する。
- (4)「一般人」基準:社会一般の人を基準として判 断する。

# ソーシャルメディア時代の プライバシー・個人情報保護

(1)主要事業主体:

米国企業(Facebook, Twitter, Googleなど)

(2)適用法(プライバシーの保護):

米国法

日本法が適用されない事例も登場

(例: Googleサジェスト機能仮処分事件)

(3)実質的な利用者(消費者)保護:

主要事業主体のサービス仕様に依存する。

→近年、日本政府及び日本の法制度の役割が急速に後退し、また、日本は、国際的なルール・メイキングの舞台から存在感が消えている。

→越境データ問題への主体的取り組みの必要性

## わが国の「個人情報保護法」をとりまく内外の状況

### 国際動向 背景: インターネット / クラウド/ビッグデータ/ライフログ

- ① OECD: 「プライバシーガイドライン」改正要綱
- ② APEC:「CBPR(APEC越境プライバシールール)制度」
- ③ EU:「個人データ保護指令」「e-プライバシー指令」,「個人データ保護規則案」
- ④ 米国:「消費者プライバシー権利章典」,個別法,(集団訴訟+懲罰的損害賠償)

### 国内動向 背景: 少子高齢人口減少社会/社会保障と税の一体改革

- ① 一般法:「**個人情報保護法」改正の動向**(消極的)
- ② 特別法: 「マイナンバー法案」、「医療個人情報保護法案」、「政府CIO法案」
- → 新しい行政組織: 「<u>番号情報保護委員会」、「政府CIO</u>」
- ③ 告示:「個人情報保護ガイドライン」(弥縫策)
- ④ 国内規格: JIS Q 15001 (法との不整合)
- ⑤ 民間認証制度: プライバシーマーク制度(問題山積)

## 日本の現状と欧米の動向との違い

本人識別 性	情報の重要度	日本	EU	米国
あり	①重要な特定個人の識別情報 ・センシティブ情報 (EU) ・プライバシーの権利に係る情報 (米)	0	<b>©</b>	0
	②一般的な特定個人の識別情報	0	0	Δ
	③ゴミのような特定個人の識別 情報	0	×	×
なし	①危ない"識別子"等の情報 (Linkable等への保護範囲の拡張)	×	0	0
	②その他の情報	×	×	×

## 過剰反応等の副作用問題を考える

	包括規制• 個別規制	情報の内容・価値 に着目した規制	過剰反応等 副作用の程度
米国	個別規制	○ プライバシー性を考慮	小
EU	包括規制	〇 センシティブ性を考慮	中
日本	包括規制	× 特定個人の識別情報のみ	大

	執行機関	専門性(IT、法律)	中立性
米国	FTC等	?	0
EU	インフォメーショ ン・コミッショナー	?	0
日本	主務大臣	IT人材問題(公務員の短期の人事異動サイクル)	?

## 米国プライバシー保護法制(個別法)

全業界を包括する一般法はなく次の個別法により保護している。なお、米国には、日本以上に強力なプライバシーの権利の民間保護団体と司法救済(集団訴訟・懲罰的損害賠償等)がある。

- (1) 公正信用報告法 Fair Credit Reporting Act, 1970
- (2) プライバシー法 Privacy Act, 1974
- (3) 家族の教育上の権利及びプライバシー法 Family Educational Rights and Privacy Act, 1974
- (4) 情報公開法

Freedom of Information Act, 1974

## 米国プライバシー保護法制(個別法)

(5)外国諜報活動偵察法

Foreign Intelligence Surveillance Act, 1978

- (6) 金融プライバシー権法 Right to Financial Privacy Act, 1978
- (7) プライバシー保護法 Privacy Protection Act, 1980
- (8) ケーブル通信政策法 Cable Communications Policy Act, 1984
- (9) 電気通信プライバシー法

**Communications Privacy Act, 1984** 

(10) ビデオ・プライバシー保護法 Video Privacy Protection Act, 1988

## 米国プライバシー保護法制 (個別法)

- (11)ポリグラフ(嘘発見器)からの従業員保護法 Employee Polygraph Protection Act, 1988
- (12) 電話加入者保護法 Telephone Concumer Protection Act, 1991
- (13) 運転免許プライバシー保護法 Driver's Privacy Protection Act, 1994
- (14) 電気通信法 Telecommunications Act, 1996
- (15) 子どものオンライン上のプライバシー保護法 Children's Online Privacy Act, 1998
- (16)金融サービス近代化法 Financial Modernization Services Act, 1999 GLBA: Gramm-Leach-Bliley Act

## 米国プライバシー保護法制(個別法)

(17)連邦取引委員会法

FTCA: Federal Trade Commission Act, 1914 (18)健康保険に関する携行性及び説明責任に関する法律

HIPAA: Health Insurance Portability and Accountability Act, 1996, 2002 (19)経済的及び臨床的健全性のための医療情報技術に関する法律

HITECH: Health Information Technology for Economic and Clinical Health Act , 2009

(20) 米国愛国者法

USA Patriot: Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001

## 米国消費者プライバシー権利章典(2012年2月)

Consumer Data Privacy in a Networked World: A Framework for Protecting Privacy and Promoting Innovation in the Global Digital Economy

## 個人データ

集積されたデータを含むあらゆるデータであって、 特定個人と結びつき得る(Linkable)もの。

→特定のコンピュータまたはほかの装置と結びつく データを含む。

個人データ概念が特定個人の識別情報から拡大。

例:スマートフォン等の識別子

## EU個人データ保護法制(包括法)

(1)「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約」

Convention for the Protection of Individuals with regard to Auto- matic Processing of Personal Data, 1985

- (2) 「個人データ保護指令」 Data Protection Directive, 1995
- (3)「eプライバシー指令」 e-Privacy Directive, 2002
- (4) 「eプライバシー指令」の一部改正 Telecom Reform Package, 2009

#### EU個人データ保護法制(包括法)

(5) 「一般データ保護規則提案」(2012年1月)

Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation)

#### EU個人データ保護法制(包括法)

(2) 「個人データ保護指令」(1995年) 第2条(a) 個人データ (personal data) <特定個人の識別(可能)情報> 識別された自然人、又は識別されうる自然 人に関する全ての情報を意味するものとする。 識別されうる人とは、直接的又は間接的に、 とりわけ識別番号又は当該人物の肉体的、生 理学的、精神的、経済的、文化的若しくは計 会的アイデンティティに特有な1つ以上の要素 を参照することによって、識別が可能な人の

ことである。

#### EU個人データ保護法制(包括法)

(5) 「一般データ保護規則提案」(2012年1月) 第4条(2) 個人データ 〈データ主体に関する全ての情報〉 第4条(1) データ主体

識別された自然人、又は管理者、若しくは他の自然人若しくは法人によって合理的に利用される可能性の高い手段によって、直接的若しくは間接的に、とりわけ識別番号、位置データ、オンライン識別子、若しくは当該人物の肉体的、生理学的、遺伝的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有な1つ以上の要素を参照することによって、識別されうる自然人

# 対象情報の内容の質(機微性やプライバシー性)を踏まえずにルールを決定できるか?

形式判断基準から形式的判断基準+実質判断基準への転換

○形式的判断基準 (外形的基準=行政の迅速性に寄与) 特定個人の識別情報

#### 〇実質的判断基準

情報の機微性 (sensitivity) 個人の尊重の理念+情報の機微性評価 =プライバシー性の評価に近接する。→PIAの実施

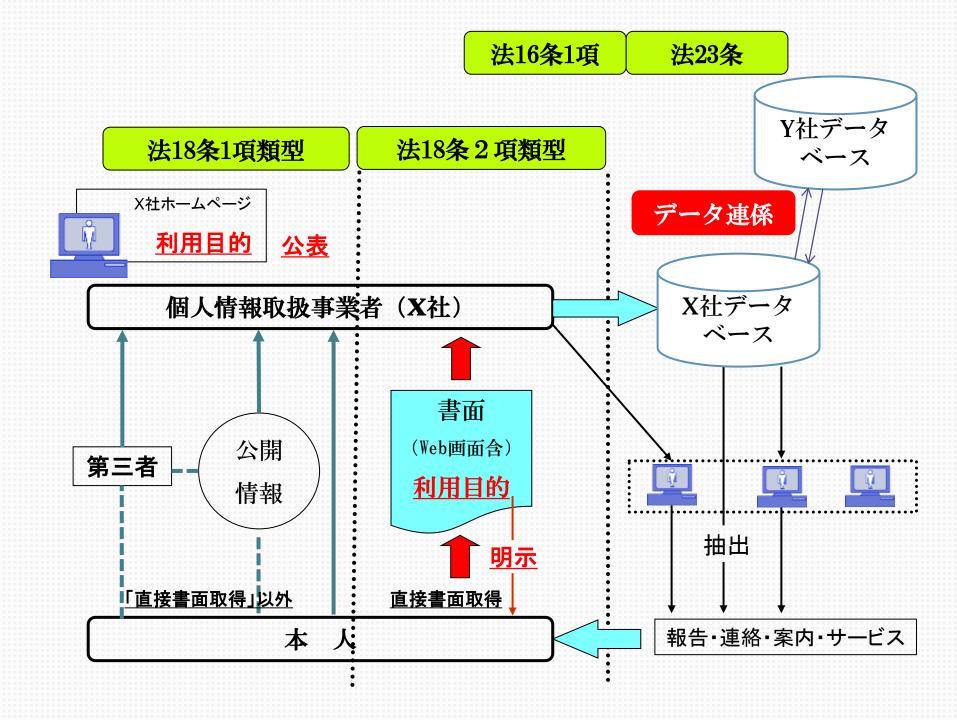
- →現行制度の主務大臣制における報告の徴収権では、実質的判断を行うことは不可能。
- →立入調査権(設計書類等閲覧権及び情報システム調査権等)の 強力な行政調査権なく法を執行することは不可能。
- →中立と専門性をもった組織(第三者機関)の必要性

対象情報の性質だけでルールを決定できるか?

"Privacy by Design "の時代のPIA

「対象情報」の性質のみに着目して法律の適用及び 適法・違法の判断をなし得るようなルールのあり方で いいのか?全体としての評価が必要ではないか?

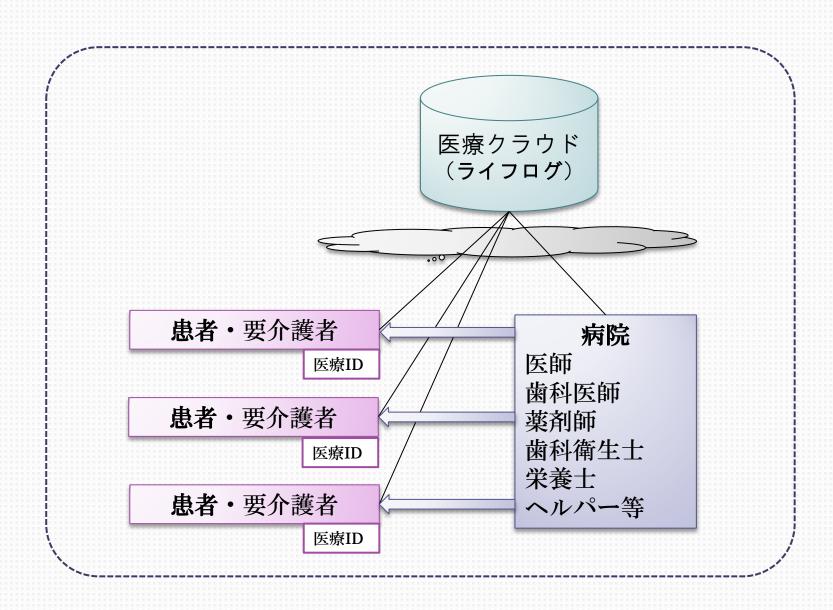
- ①どのような対象情報を取り扱うのか?
  - 匿名化処理の法的評価、機微性の法的評価
- ②どのような者が情報を取り扱うのか?
  - 「事業」性は問うか?
- ③どのようなビジネスモデルか?
- ④どのような<mark>情報システム(データ連係)</mark>でそれを実現するのか?
- ⑤誰(全プレーヤー)がどのように運用するのか?
- →総合的に評価できるルール作りが必要である。
- →特に、<u>データ連係の情報システムの評価</u>が重要!



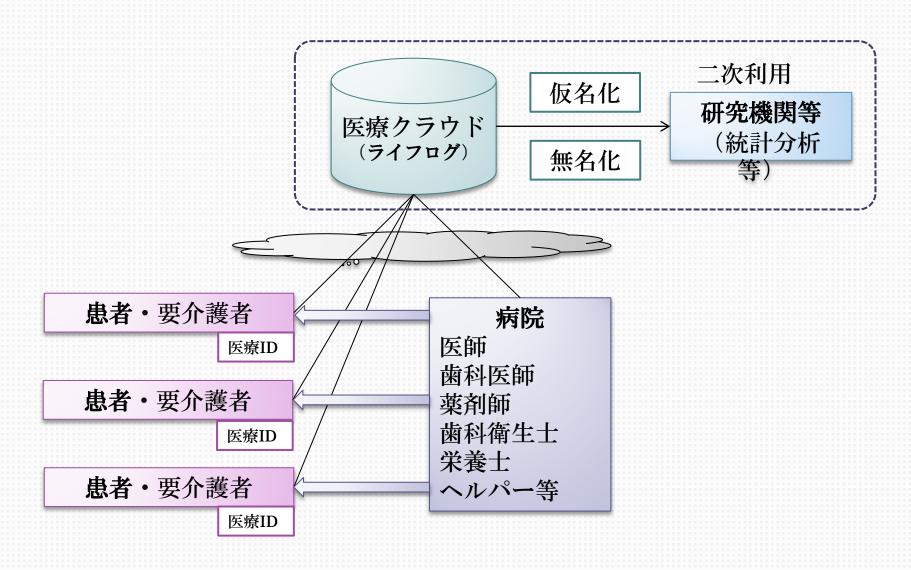
# 例: 医療データ利活用モデル

- 1. 利活用のモデル化の検討
  - (1)「実名」型
  - (2)「仮名化」・「無名化」型
  - (3)「連結可能匿名化」型
  - (4)その他
- 2. 上記を実現するための課題の検討
- ①法制度上の課題(それぞれの定義と法的要件·効果等の立法論)
  - ②技術的課題
  - ③マネジメントシステム上の課題

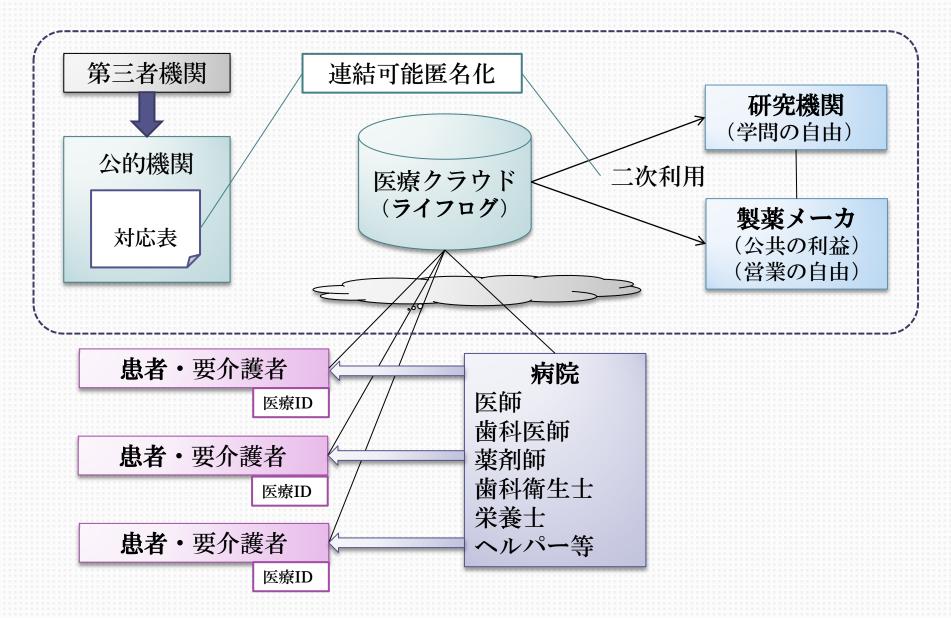
# (1)「実名」型



# (2)「仮名化」・「無名化」型



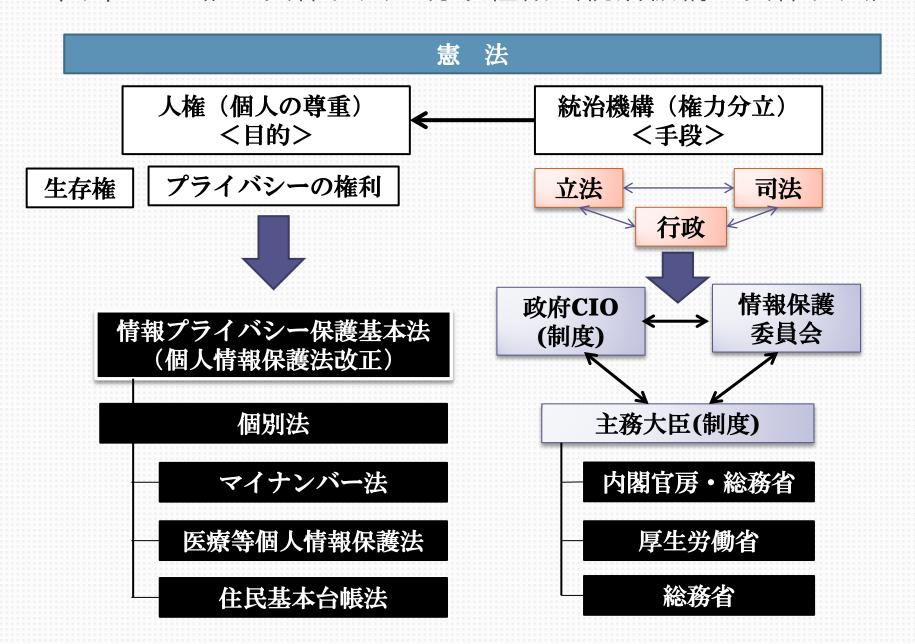
# (3)「連結可能匿名化」型



### 私見: 法改正に向けた基本的な考え方

- (1)理論的基礎の確立
  - ・EU=リスボン条約(憲法的保障)→EU指令
  - ・米国=自然権→独立宣言→ 固有権(property)→プライバシー権
  - ・日本=行政の取締規定(哲学なし)
- (2) 用語の概念定義-国際性:国際規格との整合
- (3) 論理性
- (4)義務規定-実装を踏まえた落とし込み
  - -Privacy by Design
- (5) 法律と規格(第三者評価認証制度)との整合
- (6) 行政法と不法行為法の特別法との両面から
- (7)組織:政府CIO(執行)と第三者機関(監視)

私案:人権の具体化法と行政組織(統治機構の具体化法)



# 私見: 法改正に向けた基本的な考え方

- (1)正直で(だまし、釣り、ステルス)
- (2) わかりやすい(未成年、高齢者)
- (3)表示(文字ポイント、位置、リンク表示等)
- (4) 行政が調査し(←IT人材、中立的専門組織)
- (5)嘘ついていたら(欺瞞的表示)
- (6)罰金・課徴金(相応のサンクション)
- ・法規制とわかりやすい事例型のガイドライン
- ・工業標準化法による電子計算機の利用方法の標準化政策で推進する。
- →JIS Q 15001改正+民間認証制度(マネジメントシステムよりも約款及び表示+Privacy by Design)

# 私見:法改正に向けた基本的な考え方

- 〇保護と利活用のバランス論
- 裸の価値判断に流れがちである。保護利益とするところは何か、個人の尊重という原理的な要請がどのように働くかを確認する中での比較衡量が必要である。
- 〇刑法も不法行為法もその法的保護の範囲を明確化するという素朴な原理で、一つに自由保障機能を果たし、近代自由主義経済の法的基盤を提供している。
- →わが国の個人情報・データプライバシー保護法制 においても保護範囲を明確化すること、その理論的 基礎を明かにすることを目指すべきである。

# 私見: 法改正に向けた基本的な考え方

- 〇データプライバシー・個人情報保護法制のあり方
  - ・「個人の尊重の理念」(憲法の具体化法)
  - ・「特定の機微な情報」(センシティブデータ)
    - →情報の内容、価値に着目した規制
    - →形式的評価と実質的評価の二段階の絞り込み
    - →全体評価(対象情報の性質論に限定しない)
  - ・ 本人関与の強化
  - ・司法救済の強化(民事特別法)
- Cf. 個人情報を財とする考え方は採用してはならない。
- 〇中立的専門組織(第三者機関)の必要性
  - ・実質評価(PIA)のための基準の策定
  - ・IT人材の確保と養成、スキルの組織的な蓄積